

監査公表第 10 号

監査結果に基づく措置について

令和 6 年 11 月 5 日付監査報告第 11 号の監査結果報告に基づき、大牟田市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、その結果を公表します。

令和 7 年 11 月 13 日

大牟田市監査委員 岡 田 和 彦
同 古 庄 和 秀

生 第 1072 号
令和 7 年 11 月 6 日

大牟田市監査委員 岡田 和彦 殿
同 古庄 和秀 殿

大牟田市長 関 好 孝
(市民協働部 生涯学習課)

行政監査の結果に基づく措置について

令和 6 年 11 月 5 日付、監査報告第 11 号で報告がありました個別指摘事項について、次のとおり措置いたしましたので報告します。

【個別指摘事項】

(1) わくわくシティ基金 (市民協働部生涯学習課)

大牟田市わくわくシティ基金の活用に関する要綱で、補助金を交付する際には大牟田市わくわくシティ基金事業審査会を、市の事業で基金を活用する際には大牟田市わくわくシティ基金活用委員会を設置するように定められている。事業審査会においては、補助金対象事業の認定の可否を審査し決定されているが、活用委員会においては、基金を活用する市の事業及び額を協議した記録がなく、事業等の決定内容が確認できないものがあった。

要綱に定める事務手続きを適正に行ったうえで基金を活用するよう改められたい。

【措置の状況】

(1) わくわくシティ基金 (市民協働部生涯学習課)

大牟田市わくわくシティ基金活用委員会については、市の事業で基金を活用する際、都度委員会を開催し、協議及び意思決定を行っていたところです。

しかしながら、一部の案件において、協議内容の摘録や事業決定に係る意思決定資料が十分に整備されていないものがあり、要綱に定める事務手続きの一部が明確に確認できない状況となっていました。

今後は、要綱の趣旨にのっとり、基金を活用する事業及びその額について、活用委員会における協議内容及び結果を明確に記録するとともに、委員及び事務局を含めた決裁手続きを適正に行い、意思決定のプロセス及び結果を文書として保存・管理することで、適正な運用の確保に努めてまいります。